記者説明会資料

平成 21 年 2 月 19 日
独立行政法人　国民生活センター

防水加工の電気カーペットが“水ぬれ”で発火

購入して間もない電気カーペットから発火し、床が焦げたとの情報が寄せられた。電気カーペットの発火事故は火災に繋がる危険があるため、事故原因等を調べた。

当該製品のメーカーにヒアリングをしたところ、原因はコントローラー（メーカーによっては操作部と表記）のコネクターに水分が侵入したためであった。このカーペットは防水加工をうたったものであるが、コネクター部への水分の浸入までは防げなかった。

最近、防水加工をうたった電気カーペットが多数販売されているため、消費者へ注意を呼びかける。

１．事故事例

「居間で使用していた防水加工の電気カーペットから出火し、上敷きのじゅうたんや床を焦がした。この電気カーペットは、1 年前の冬に、室内で犬を飼っているが大丈夫かと販売店に相談して購入した。ところが、購入後すぐに発煙した。販売店を通じて調査を依頼したが、構造上の欠陥ではなく外から水滴などが入ったことによるショートが原因として、同じ商品の新品と交換されたものである。その後使用していなかったが、最近寒かったので使っていた。早朝にコントローラーから 30cm ほど炎が上がった。すぐ気がついたので火災には至らなかった。」

（事故発生年月：2009 年 1 月　50 歳代　女性　給与生活者　静岡県）

製造者：松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）
製品名：家庭用かんたん床暖
型式名：ＤＣ－１Ｆ２（1 畳相当）

※参考：商品イメージ

２．事故の調査概要

相談者は当該電気カーペットをリビングスペースで使用していた。室内で犬 4 匹を飼っていたが、普通の暖房器具として使用しており、犬用として使用していたわけではない。また、購入時販売店に「犬がいるが大丈夫か」と確認して購入していた。

メーカーの報告によると、今回の発火の原因は、カーペットに汚水がかかる環境で使用していたため、コントローラーに汚水がかかり、これがコネクター部に浸入したため、トラッキング現象が生じ、コネクターがショートして発火したと思われるとのことであった。

メーカーはこの時点でカーペットにかかった汚水の分析まではしていないが、事故品のカーペット全体から尿の臭いがしていたことを確認している。したがって、犬が飼い主の知らぬ間に粗相をした可能性があった（メーカーは改めて原因の詳細を調査中)。

事故品は、表面がフローリング調（木目調）の電気カーペットで、防水加工をうたったものである。しかし、防水加工はカーペット本体部分のみである。カタログにはコントローラーは防水ではない旨が記載されていたが、取扱説明書には注意表示のみ、コントローラーには何も記載がなかった。

当室で入手した、事故品と類似の防水をうたったフローリング調電気カーペット（5 メーカー5 種類）も同様であった。

なお、当該メーカーの製品のみ、コントローラーへの電源供給は取り外し可能なコネクターで行っているが、入手した他社の製品は、コネクターを介さない一体型であった。

３．問題点

①　“防水加工”でもコントローラーは防水ではなかった

防水加工をうたった電気カーペットは事故品以外にも多数販売されているが、防水加工はカーペットの本体部分のみであり、コントローラーは防水加工されているわけではない。

②　“防水”という言葉に対するメーカーと消費者のイメージに乖離がある

電気カーペットはリビングやダイニングで使用するものであるため、食べ物や飲み物をこぼすなど、意図せずとも水分がかかる可能性もある。取扱説明書には注意表示があっても、コントローラーには記載がなく、全体的に防水されているのではないかとの安心感を消費者へ与える。“防水”という言葉に対して、メーカー側と消費者側の抱くイメージとに乖離がある場合も多いと思われる。

③　販売店が正確な知識を有していなかった

相談者は購入の際、販売店で「室内で犬を飼っているが大丈夫か」と確認し、「防水加工がされているから大丈夫」と当該製品を勧められたそうである。販売店が防水加工の正確な意味や機能、限界について正確な知識を有していなかったことも今回の事故発生の一因である。

④ 原因究明と啓発は重要

1年前に発煙した際も原因はコントローラーの水ぬれであった。メーカーが詳しい原因究明をしないまま同型品への交換で終了させていたことが、事故の再発につながった可能性も否定できない。

4．メーカーの見解及び対応

当該事故について、メーカーは、

- 新品との交換の際に、「コントローラー部に何か液体がかかっており、これが原因で発火したものです。取扱説明書にも記載されている通り、水ぬれには今後気をつけてください」と原因を説明するとともに、今後の使用方法について注意喚起を行った
- 取扱説明書には「水ぬれ禁止」の注意表示および図を用いて「コネクターや操作部に水やお茶などをこぼさない」「発煙・発火の原因になります」と記載しており、当該部分が防水ではない旨を明記している

以上のことから、今回の事故は、商品交換の際に説明した使用方法を守ってもらえなかったことにより再発をしたものと考えている、としている。

また、メーカーは次のシーズン出荷分から、

- 梱包箱の「防水」という表記を削除する
- 取扱説明書の「犬や猫などのペットの暖房用に使用しない」という注意表示には、その理由として「ペットが本体やコードを傷め、火災の原因となる」とあるが、そこに「ペットの尿がかかり火災の原因となる」という表現を付け加える

等の対応を考えているとのことである。

5．業界への要望

① まず、コントローラーにも防水機能を持たせるような製品開発を望む

コントローラーからコネクターが取り外せるようになっている当該事故品はその構造も事故の発生に関与した面がある。

電気カーペットはいずれの製品でも、消費者が気づかないうちに水分がかかる可能性があるので、防水をうたうのならばコントローラーにも防水機能を持たせるような製品の開発を望む。

② 取扱説明書やコントローラーにコントローラーは防水ではない旨を明記してほしい

どのメーカーの取扱説明書にも、「コントローラーに水やお茶などをこぼさない」旨の注意があるが、コントローラーが防水ではない旨をはっきり明記しているものはなかった。防水加工をうたっていれば消費者は、部位に関わらず通常の

電気カーペットよりも水ぬれに強いと思いがちである。取扱説明書やコントローラーにも防水ではない旨の明確な表示が必要である。

③ **販売店も正確な知識を持って消費者へ接してほしい**

犬がいても大丈夫、と当該商品を勧めたのは販売店であった。販売店は商品をただ売るだけではなく、商品情報を消費者へ伝え商品選択の手伝いをするという役割を持っている。正確な商品知識を有して、注意情報も併せて消費者に伝えられるようにしてほしい。

④ **メーカーは原因究明と消費者へのアドバイスを積極的に行ってほしい**

消費者の誤使用と考えた場合でも、メーカーはそこで調査を終了するのではなく、どんな誤使用があったのかをできるだけ解明し、消費者へのアドバイスや製品の改良を行うことも事故を防ぐ上で必要である。

６．消費者への注意

防水をうたった製品でも、コントローラーは水ぬれ禁止であり、水やお茶などをこぼさない、濡れた手で操作をしないなど注意を要するので、取扱説明書をよく読んで使用する。

特に、犬や猫を室内で飼っている、幼い子どもがいる、台所やダイニングルームで使用するなどの場合は、水分をこぼしたり汚れたりする場合が多いので気をつける。

もし、コントローラー付近に液体をこぼした場合は、ただちに使用を中止し、点検を依頼すること。

● 情報提供先

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室
経済産業省商務流通グループ製品安全課

＜参　考＞

１．相談件数

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた電気カーペットの危害・危険は 185 件（2009 年 2 月 13 日までの登録分）。

危険内容がわかっている 171 件のうち、発煙、発火、こげる等が 9 割以上を占めている（「火災」9 件、「発火・引火」43 件、「発煙・火花」51 件、「加熱・こげる」56 件）。

相談事例には、コントローラーの水ぬれが事故原因とわかるものはなかったが、コントローラーやコード接続部分からの発煙、発火が多い。

２．主な事例

【事例 1】

夜、電気カーペットを使用中にコントローラーのところから煙が出た。すぐに使用をやめたので大事には至らなかった。カーペットは 10 年近く使っている。2、3 日前からスイッチを入れても灯がつかなかったり、ジージーという音がしていた。

（事故発生年月:2008 年 11 月　40 歳代　女性　家事従事者　東京都）

【事例 2】

深夜、10 年近く使用している電気カーペットのコントローラーから突然発火し、床が焦げた。電気カーペットはスイッチＯＦＦにしていた。

（事故発生年月:2008 年 11 月　60 歳代　男性　給与生活者　石川県）

【事例 3】

2 年前にネットで購入した電気カーペットのスイッチ部分から煙が出て焦げるような臭いがした。同時に同じものを 2 枚購入しており、もう 1 枚は問題なく使える。

（事故発生年月:2008 年 10 月　50 歳代　男性　給与生活者　長野県）

３．その他

独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）でも、2008 年 11 月 19 日の「製品安全情報マガジン」で、電気カーペットの事故について事例を紹介している。

http://www.nite.go.jp/jiko/psm/psm_vol85_1119.txt

<title>防水加工の電気カーペットが“水ぬれ”で発火</title>